

まちづくりの実現に向けて

加賀一・二丁目地区地区計画



板橋区都市整備部

目 次

1	まちづくりの実現に向けて	
	・加賀まちづくり協議会について -----	1
	・板橋区都市づくり推進条例に基づく承認まちづくり協議会について -----	1
	・協議の時期等について -----	2
2	建築物等の整備について（建築のルール） -----	3
3	地区計画の計画書 -----	4～6
4	地区計画の解説	
	・地区区分、建築物の用途の制限について -----	7
	・地区施設の配置について -----	8
	・壁面位置の制限について -----	9～10
	・建築物の敷地面積の最低限度について -----	11
	・建築物の高さの最高限度について -----	11
	・建築物の色彩の制限について -----	12
	・垣又はさくの構造制限 -----	12
5	加賀まちづくり協議会との協議 -----	13



**「まちのルール」で守ろう、
育てよう、自分達のまち！！
緑豊かでうるおいある、安全・安心で
快適に暮らせるまちづくり！！**

1 まちづくりの実現に向けて

■加賀まちづくり協議会について

当該地区は、板橋区の東南部の北区と接するところに位置し、かつては、加賀藩百万石の下屋敷がありました。明治9年に下屋敷内に板橋火薬製造所がつくられ、戦時中は軍需施設として利用されていましたが、戦後、戦災にあった企業や学校が相次いで旧施設を借用し、現在もその名残が強く、工場や文教施設が多い地域です。

昭和60年代から、地区内の大規模敷地で営業を続けてきた企業がその土地を民間デベロッパーに売却し、分譲マンションの建設が目立ってきました。

そこで、土地利用の更新を適切に誘導し、今の環境を更に良くしていくため、平成4年8月に、板橋区主催による「加賀まちづくり懇談会」が開催され、その後、平成5年11月に、協議会の前身となる「加賀まちづくり検討会」が発足されました。平成7年6月には、加賀まちづくり検討会を改組し、現在の「加賀まちづくり協議会」が設立されました。

その後協議会は、加賀のまちづくりの骨格となる「まちづくり計画案」を検討し、平成9年3月に区長へ提案を行いました。まちづくり計画案の一部の内容は、「地区計画」という形で、都市計画に定められることとなりましたが、法律上担保しきれなかった内容については、事業者、協議会、区で検討を行い、できる限りまちづくり計画案や地域のニーズに即した開発等を行なっていただけるように、各関係者間で協力・連携を行なっています。

平成14年3月に、地区計画が都市計画決定されましたが、平成14年度以降も、協議会は地域の自主運営という形で、開発事業者との協議を重ねてきました。

令和3年5月以降は、板橋区都市づくり推進条例に基づく承認まちづくり協議会との協議^{※注1}として、義務化されています。

※注1 加賀まちづくり協議会との協議

(詳細は、「5 加賀まちづくり協議会との協議」をご確認ください。)

■協議対象行為

＜板橋区大規模建築物等指導要綱に該当する規模の建築物＞

①階数3階以上で住戸数10戸以上の集合住宅

②集合住宅以外の建築物で延べ床面積2,000㎡以上、又は敷地面積1,000㎡以上の土地への建築（階数3階未満で住戸数10戸未満の集合住宅は除く）

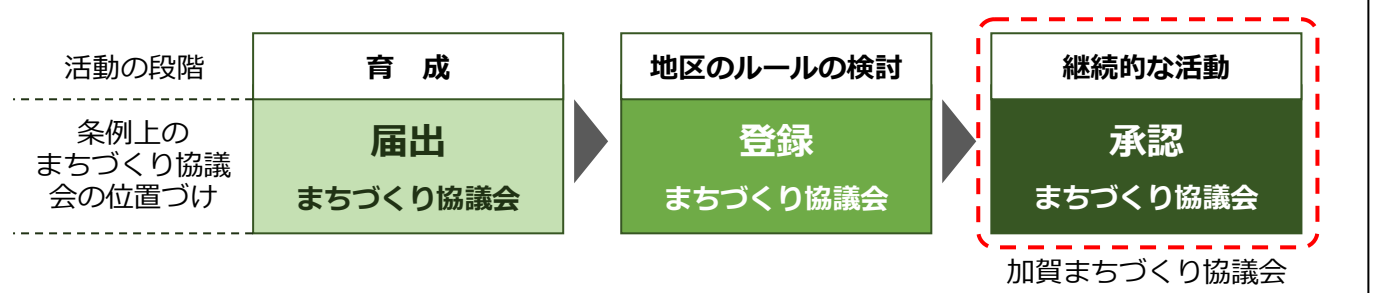
■板橋区都市づくり推進条例に基づく承認まちづくり協議会について

板橋区では、都市づくりに関する基本理念を定め、区民等の役割並びに事業者及び板橋区の責務を明らかにすること等により、区が策定する都市計画の基本的な方針の実現に寄与することを目的とし、「板橋区都市づくり推進条例」を制定しました。(令和3年4月1日施行)

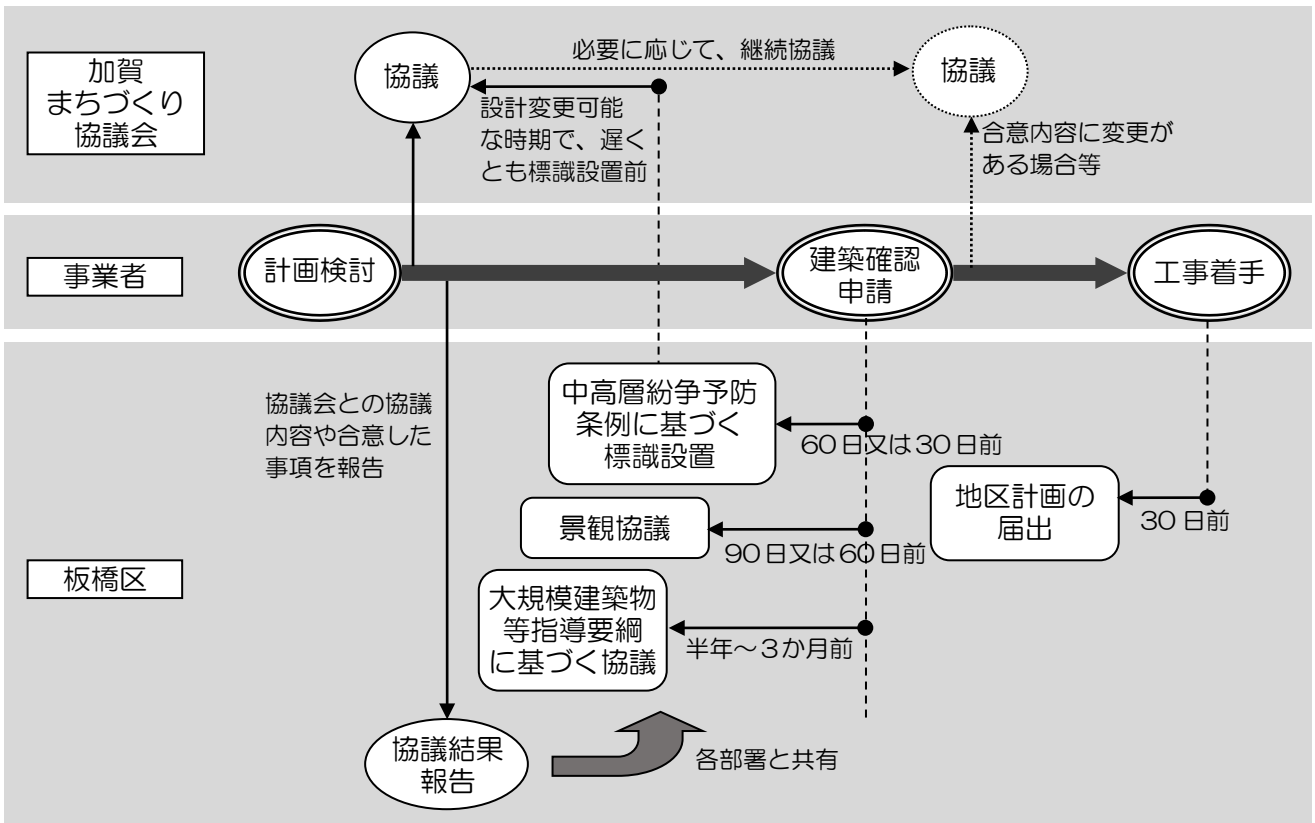
本条例では、地区計画等を活用し、都市づくりの推進を行うことを目的とする団体を「まちづくり協議会」として位置づけ^{※注2}、区はまちづくり協議会の活動段階に応じた支援を行っています。

「加賀まちづくり協議会」は、本条例に基づき、令和3年5月に「承認まちづくり協議会」として承認されています。承認まちづくり協議会の活動区域内で開発事業を行う場合には、あらかじめ協議会との協議を行わなければなりません。(都市づくり推進条例第22条)

※注2 都市づくり推進条例によるまちづくり協議会（活動の段階に応じ3種類に分かれます）



■協議の時期等について

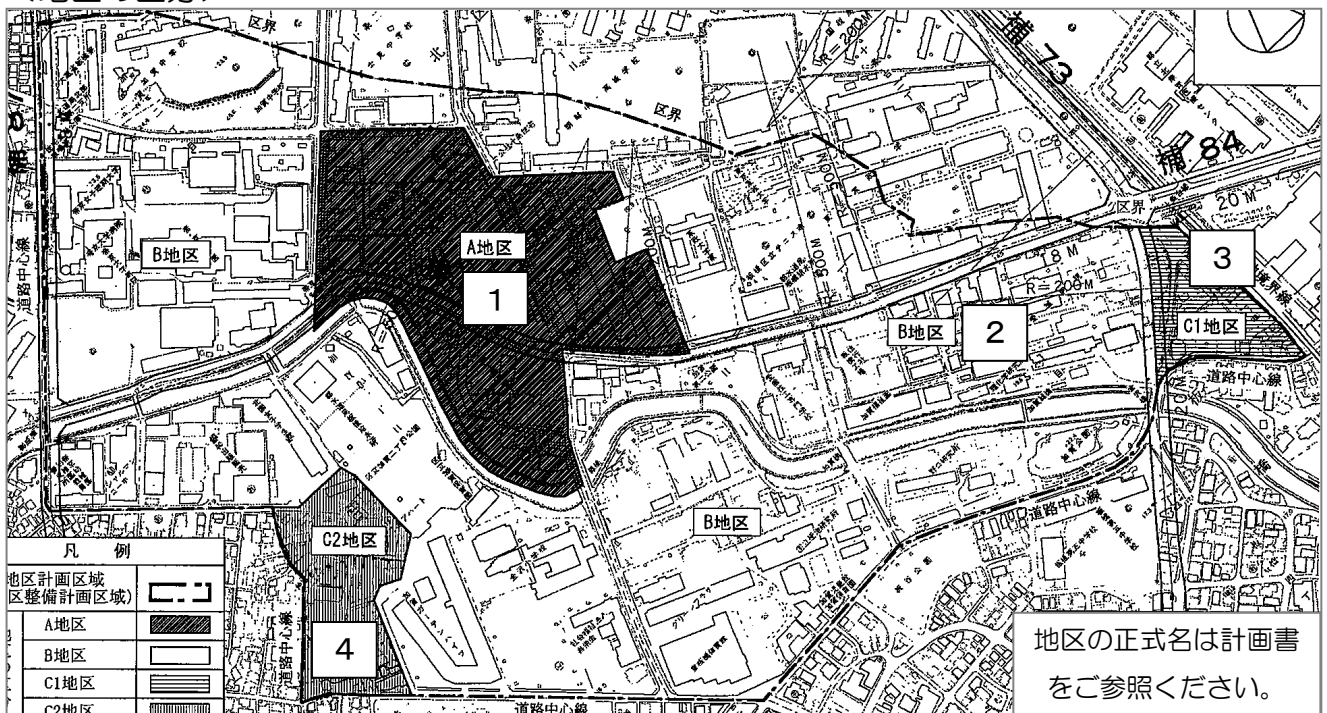


※建築確認申請等に必要な板橋区との各種協議及びその時期については、計画の規模・用途等により異なります。それぞれご確認ください。

※まちづくり協議会との協議は、地域のまちづくりの理念を出来る限り反映していただくため、設計内容が決定する前の早い時期に協議を行ってください。また、地域における良好な環境及び地域の価値の維持・向上に資する開発事業となるよう努めてください。

※都市づくり推進条例に関する問合せ先：都市計画課都市計画係 03-3579-2552

<地区の区分>



2 建築物等の整備について（建築のルール）

地区計画は、**建築行為等の着手30日前までに届出が必要です。**

地区の区分				地区計画の概要	
1	2	3	4		
[マージャン・パチンコ、キャバレー等] ●	●	[原動機を使用する工場等]	● ●	①建築物等の用途の制限 合理的な土地利用と秩序あるまち並みの形成を図るため、用途の制限を定めます。	
500㎡	300㎡	60㎡	80㎡	②建築物の敷地面積の最低限度 敷地の細分化を防止するとともに良好な環境の形成を図るため、敷地面積の最低限度を定めます。	
① 歩道上空地にかからない敷地 (敷地 80㎡以上 150㎡未満) 道路境界・隣地境界から 0.5m以上 (敷地 150㎡以上 300㎡未満) 道路境界から 1m以上 隣地境界から 0.5m以上 (敷地 300㎡以上) 道路境界・隣地境界から 1m以上		(敷地面積 60㎡以上の場合) 道路境界線、隣地境界線から外壁等までの距離は 0.5m以上	①区画道路1号にかかると敷地 区画道路中心から 4m以上。 (敷地面積 80㎡以上の場合) その他の境界線から 0.5m以上	③壁面の位置の制限 安全な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限を定めます。	
② 歩道上空地1号～3号にかかると敷地 歩道状空地側の道路境界 3m以上 その他境界 1m以上					② ①以外の敷地 (敷地面積 80㎡以上の場合) 道路境界線、隣地境界線から外壁等までの距離は 0.5m以上
③歩道上空地4～5号にかかると敷地 歩道状空地側の道路境界 3.5m以上、その他の境界線から 1m以上 (敷地 150㎡未満 or 敷地奥行 10m未満) 歩道状空地側の道路境界 1.5m以上 その他境界 0.5m以上 (敷地 150㎡以上 500㎡未満) 歩道状空地側の道路境界 1.5m以上 その他境界 1m以上					
45m	45m	15m	15m	④建築物等の高さの最高限度 健全な地域環境の形成を図るため、建築物の高さの最高限度を定めます。	
●	●	●	●	⑤建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 建築物等の屋根・外壁の色彩は刺激的な原色を避け、周辺環境と調和したものとします。	
●	●	●	●	⑥垣又はさくの構造の制限 道路に面する垣又はさくの構造は生垣またはフェンスとします。	
●	●	●	●	⑦土地の利用の制限に関する事項 良好な自然環境を維持するため、緑地の保全を図るとともに緑化に努めます。	

※詳細は、「3 地区計画の計画書」をご確認ください。

3 地区計画の計画書

平 14. 3. 29
板橋区告示第 101 号

名 称	加賀一・二丁目地区地区計画	
位 置※	板橋区加賀一丁目及び加賀二丁目各地内	
面 積※	約 4 8. 2 h a	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の 目 標	石神井川を軸とする緑豊かな環境づくりを進め、働き続けられるまち・住み続けられるまちとして、職と住の調和した良好な都市環境の形成を目指す。また、災害時の避難地域としての安全性の向上を目指し、建築物の建て替え等に合わせ、道路等の基盤施設の整備を行い、安全で快適な歩行者空間のネットワーク形成を図る。
	土地 利用 の 方 針	<p>地区を、A地区・B地区・C1地区・C2地区に区分し、それぞれ次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A地区は、職の機能を担う大規模敷地の適正な土地利用を誘導するとともに、不燃化を促進し、周辺環境に配慮された中・高層住宅の整備を図る等、職と住の調和のとれた防災・水と緑・都市文化の拠点ゾーンを周辺と一体となって形成していく。また、過剰な車交通の発生のおそれのある施設の立地を抑制しながら、地域に不足する飲食店や買い回り店舗等の商業施設や文化施設の立地を誘導し、うるおいある都市環境の形成を図る。 2. B地区は、石神井川沿いの緑を活かし、水と緑にも配慮したうるおいのある環境づくりを進める。また、過剰な車交通の発生のおそれのある施設の立地を抑制しながら、地区内の教育施設や医療・福祉施設等の充実を進めるとともに、企業の研究・開発機能や文化施設の立地誘導や周辺環境に配慮された中・高層住宅の整備を図る。 3. C1地区は、狭小敷地においては建て替え時に共同化等を誘導し、また不燃化を進めるなど住環境の改善を図るとともに、敷地の細分化防止に努め、ゆとりある中層住宅地としての良好な環境の形成を図る。 4. C2地区は、建て詰まりによる住環境の悪化を防ぐため、敷地の細分化の防止に努め、また、不燃化を進めながら、中層住宅地として、合理的な土地利用を図る。
	地区 施設 の 整 備 の 方 針	<p>教育施設や医療福祉施設が集積し、災害時の避難場所・避難所や給水拠点等の指定がなされている本地区において、恒常的に地区の基盤施設としての道路が機能し、歩行者空間の充実を図り、安全で快適な道路の整備を次のように進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区内及び周辺とのネットワーク形成に配慮し、主要な道路については、区画道路を定め拡幅整備を進める。 2. 特に、地区の骨格形成に資する道路については、歩道状空地の設置により、ゆとりとうるおいのある道路空間づくりを進める。
	建 築 物 等 の 整 備 の 方 針	<p>地区の特性を踏まえ、職と住が調和した新たな都市環境の実現を図るため、建築物等に関する制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合理的な土地利用と秩序あるまち並みの形成を図るため、建築物の用途、建築物の形態又は意匠及び垣又はさくの構造の制限、地区区分に応じた建築物の高さの最高限度を定める。また、敷地の細分化を防止し、良好な環境の形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 2. ゆとりある歩行者空間の確保、避難用道路の安全性の拡充、通風や採光の確保を考慮し、地区区分に応じ、道路境界線及び隣地境界線からの建築物の壁面の位置の制限を定める。
	その他当該区 域の整備、開 発及び保全に 関する方針	うるおい豊かな地域環境の形成を目指し、歩行者空間の充実とともに、緑の保全及び整備に努める。

地区 区 建 整 備 等 に 関 す る 事 項	地区施設の 配置 及び 規模	道 路※	名 称	幅 員	延 長	備 考
			区画道路1号	8.0m	約175m	拡幅
		その他の 公共空地	名 称	幅 員	延 長	備 考
			歩道状空地1号	2.0m	約275m	新設
			歩道状空地2号	2.0m	約160m	新設
			歩道状空地3号	2.0m	約320m	新設
			歩道状空地4号	1.5m	約880m	新設
	歩道状空地5号	1.5m	約890m	新設		
	地区 の 区分	名称	A地区	B地区	C1地区	C2地区
		面積	約6.7ha	約38.8ha	約0.9ha	約1.8ha
	建築物等の 用途の制限 ※	次に掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途を変更してはならない。 1) 建築基準法別表第二第(ほ)項第二号、第(ち)項第三号に掲げる建築物 表欄外(P5)の「注1」をご確認下さい。			1) 建築基準法別表第二第(ほ)項第二号、第(ち)項第三号に掲げる建築物 2) 東京都特別工業地区建築条例別表第二第二項、第二項に掲げる建築物 表欄外(P5)の「注1,2」をご確認下さい。	
	建築物の 敷地面積の 最低限度	500㎡	300㎡	60㎡	80㎡	
	壁面の位置 の制限	1. 歩道状空地にかかる敷地を除く全域については、道路境界線および隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、敷地面積が300㎡以上の場合、1m以上とする。ただし、建築物の既存敷地が次に該当する場合は、以下に示す制限を受けるものとする。 1) 敷地面積が80㎡以上150㎡未満の場合は、壁面の位置は道路境界線及び隣地境界線から0.5m以上とする。 2) 敷地面積が150㎡以上300㎡未満の場合は、道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.5m以上とする。 2. 歩道状空地1～3号にかかる敷地については、歩道状空地のある道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は3m以上、その他の境界線から1m以上とする。			1. 道路境界線および隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、敷地面積が60㎡以上の場合、0.5m以上とする。	1. 区画道路1号にかかる敷地については、区画道路中心線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は4m以上とし、その他の境界線からは、敷地面積が80㎡以上の場合、0.5m以上とする。 2. 区画道路1号にかかる敷地以外の敷地については、道路境界線および隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、敷地面積が80㎡以上の場合、0.5m以上とする。

地 区 に 関 する 事 項	建築物等の制限	3. 歩道状空地4～5号にかかる敷地については、歩道状空地のある道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は3.5m以上、その他の境界線から1m以上とする。ただし、建築物の既存敷地が次の一に該当する場合は、以下に示す制限を受けるものとする。 1) 敷地面積が150㎡未満又は敷地の奥行きが10m未満の場合は、歩道状空地のある道路境界線から1.5m以上、その他の境界線から0.5m以上とする。 2) 敷地面積が150㎡以上500㎡未満の場合は歩道状空地のある道路境界線から1.5m以上、その他の境界線から1.0m以上とする。		
		壁面の位置の制限		
	建築物の高さの最高限度	4.5m ただし、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5mまでは当該建築物の高さに算入しない。また、建築基準法第59条の2第1項に基づき、特定行政庁の許可を受けた建築物については、適用しない。	1.5m ただし、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは5mまでは当該建築物の高さに算入しない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根及び外壁の色彩は刺激的な原色を避け、周辺環境と調和したものとす。		
	垣又はさくの構造の制限	道路（石神井川沿い緑道含む）に面する垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンスとする。ただし、0.6m以下の部分はこの限りではない。		
	土地利用の制限に関する事項	樹木等の保全	地区内の良好な自然環境を維持するため樹木等の保全を図るとともに、壁面後退部分も含め、緑化に努める。また、石神井川沿い緑道に面する敷地においては、特に、既存樹木等を活かした緑化に努める。	

※は知事同意事項

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理由：安全で緑豊かな都市環境と、職と住の調和したゆとりとうるおいのある良好なまちを形成するため、地区計画を決定する。

注1) 計画書中「建築物の用途の制限」の「A地区」「B地区」「C2地区」の「1)」において「建築基準法別表第二第(ほ)項第二号、第(ち)項第三号に掲げる建築物」とあるのは、法改正により、

建築基準法別表第二第(ほ)項第二号、第(り)項第二号に掲げる建築物」となっています。

注2) 計画書中「建築物の用途の制限」の「C2地区」の「2)」において「東京都特別工業地区建築条例別表第2第2項」とあるのは、当該条例の廃止及び新条例の制定により、「東京都板橋区特別工業地区建築条例別表第2第2項」となっています。

4 地区計画の解説

■地区区分、建築物の用途の制限について

地区特性に合わせたまちの将来像（計画書の土地利用の方針）で定めている。）を実現するため、地区を以下の4つに区分し、建築基準法による「用途地域」の制限に加えて、地区計画において以下のように建物の用途を制限しています。

A地区・B地区

【建築物の用途の制限】：

①建築基準法別表第二第（ほ）項第2号
②第（ち）項第3号
に掲げる建築物

①マーシャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
②キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

C1地区

【建築物の用途の制限】：
制限はありません。

法改正により、第（り）項第2号となります。

計画図1

C2地区

【建築物の用途の制限】：

①建築基準法別表第二第（ほ）項第2号
②第（ち）項第3号
に掲げる建築物

③東京都特別工業地区建築条例別表第二第一項
④第二項
に掲げる建築物

法改正により、第（り）項第2号となります。

当該条例は廃止され、現在は「東京都板橋区特別工場地区建築条例」となります。

①マーシャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
②キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
③原動機を使用する工場で作業場（原動機を使用しない室で、文選又は校正の作業に使用するものを除く。イにおいて同じ。）の床面積の合計が300㎡を超えるもの。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。

- (1)印刷、製本その他これらに類する事業を営むもの
- (2)作業場の床面積の合計が500㎡を超えないもの
- (3)作業場の用途に供する建築物を耐火建築物又は準耐火建築物としたもの

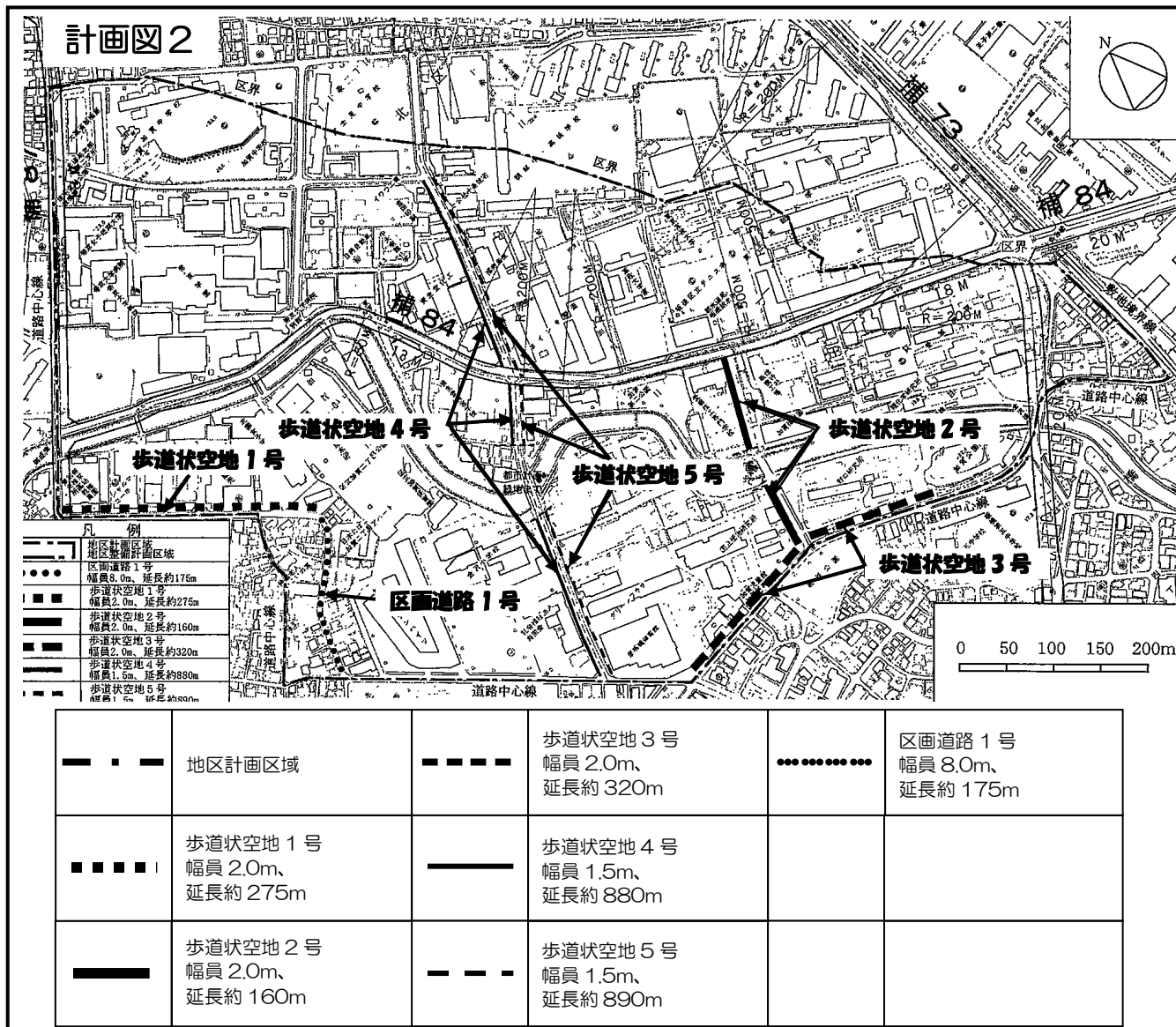
④(1)骨炭その他の動物質炭の製造
(2)かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぽ又はほうろう鉄器の製造
(3)ガラスの製造又は砂吹
(4)スプリングハンマーを使用する金属の製造
(5)練炭の製造
(6)木材の引割り又はかんな削りで出力の合計が3.75KWを超える原動機を使用するもの
(7)鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの
(8)レディミクストコンクリートの製造

凡 例

地区計画区域 区整備計画区域	凡 例
A地区	[斜線]
B地区	[白]
C1地区	[白]
C2地区	[横線]

■地区施設及の配置について

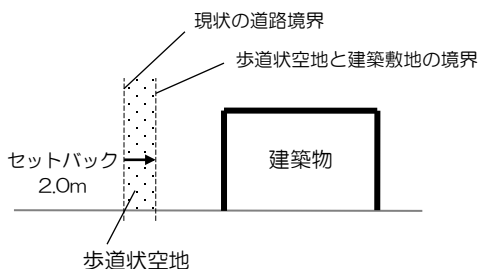
- ① 消防活動困難区域を解消し地域の防災性が向上するよう、また、通学等における歩行者の安全な交通環境を確保するため、区画道路（6m）を地区施設として配置されています。
- ② 災害時、倒壊の危険性のあるブロック塀など防災上危険なものを制限し、みどり豊かでうるおいのある住宅地をつくっていくため、まとまった緑がネットワークするよう環境緑地（沿道緑化 50cm）を地区施設として配置されています。



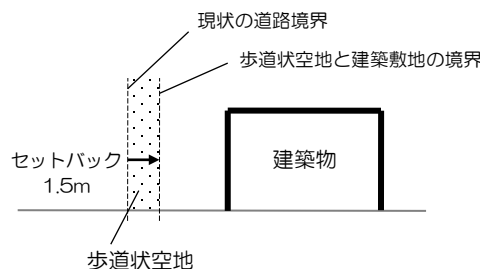
歩道状空地について

・連続的な歩行者空間が形成されるよう、歩道状空地を地区施設として定めています。新築、建替え、増改築を行うときは、道路より歩道状空地の幅員分を後退することになります。

歩道状空地①～③沿道



歩道状空地④・⑤沿道



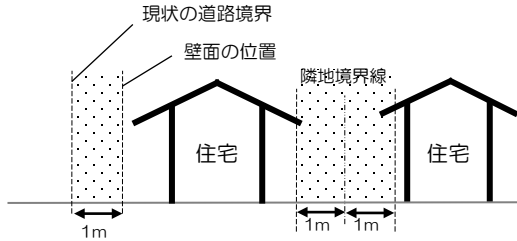
■壁面位置の制限について

ゆとりある歩行者空間の確保、避難用道路の安全性の拡充、通風や採光の確保を考慮するため、地区区分に応じて、建築物の壁面の位置の制限を定めています。

【A地区・B地区】

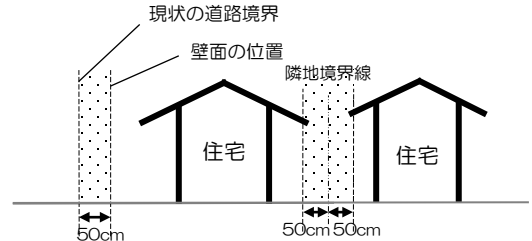
①歩道状空地にかかる敷地を除く全域

敷地面積 300㎡以上の場合



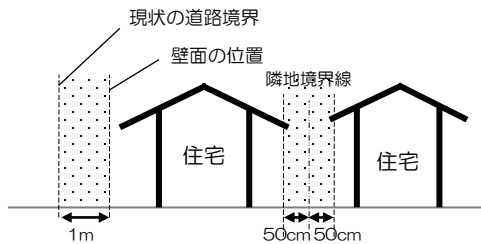
隣地境界線から1m以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

敷地面積 80㎡以上 150㎡未満の場合



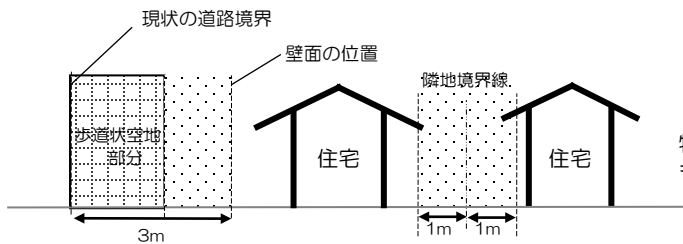
隣地境界線から50cm以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

敷地面積 150㎡以上 300㎡未満の場合



隣地境界線から50cm以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

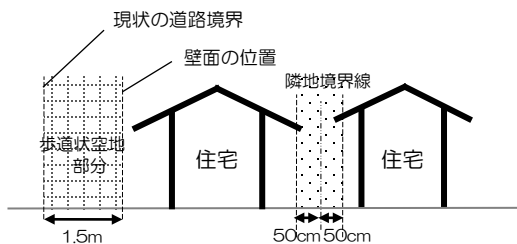
②歩道状空地 1～3号にかかる敷地



隣地境界線から1m以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

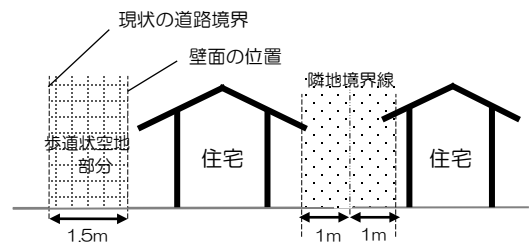
③歩道状空地 4～5号にかかる敷地

敷地面積 150㎡未満又は敷地の奥行きが 10m 未満の場合



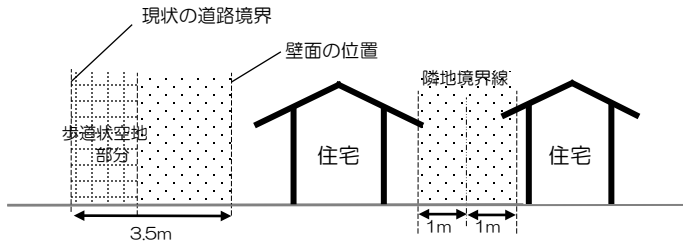
隣地境界線から50cm以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

敷地面積 150㎡以上 500㎡未満の場合



隣地境界線から1m以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

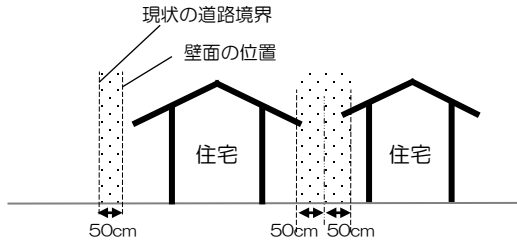
その他の場合



隣地境界線から1m以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

【C1 地区】

敷地面積 60 m²以上の場合

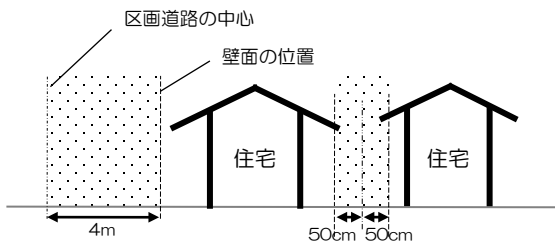


隣地境界線から50cm以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

【C2 地区】

①区画道路 1 号にかかる敷地

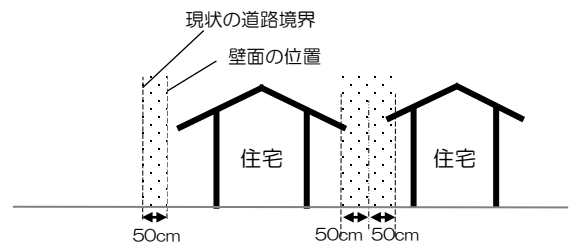
敷地面積 80 m²以上の場合



隣地境界線から50cm以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

②区画道路 1 号にかかる敷地以外の敷地

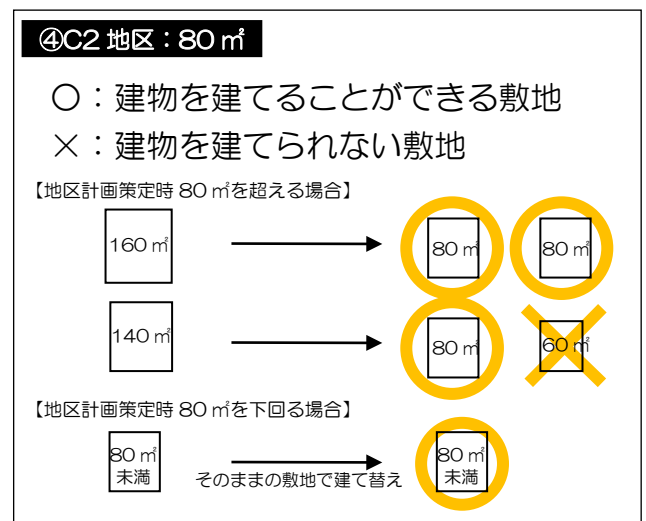
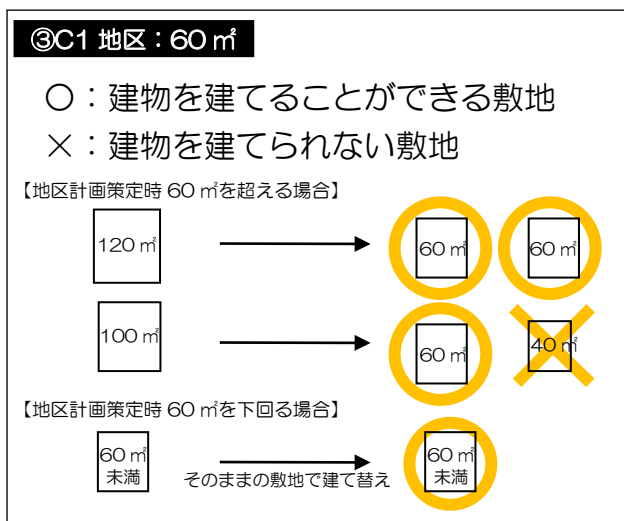
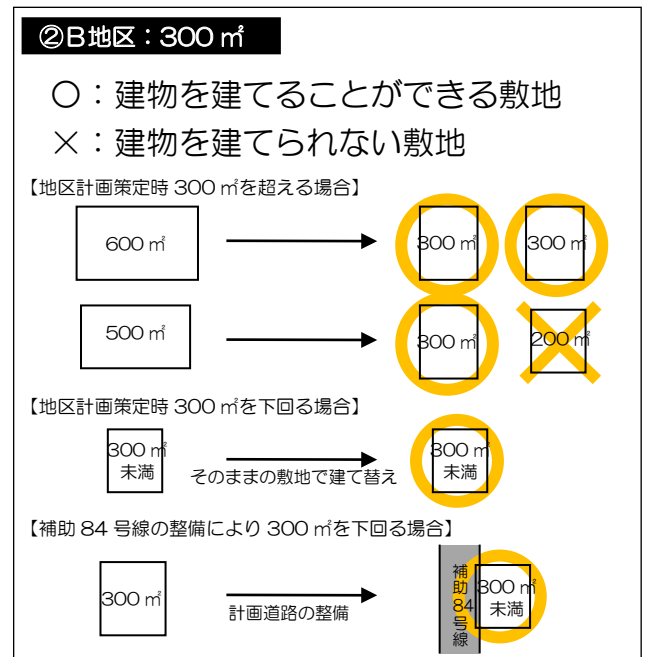
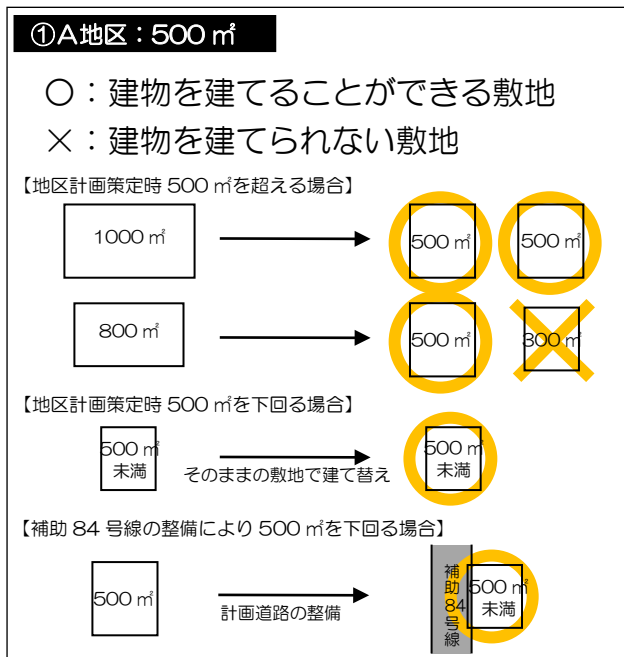
敷地面積 80 m²以上の場合



隣地境界線から50cm以上離して、建物を建てる必要があります。(庇は超えてもかまいません。)

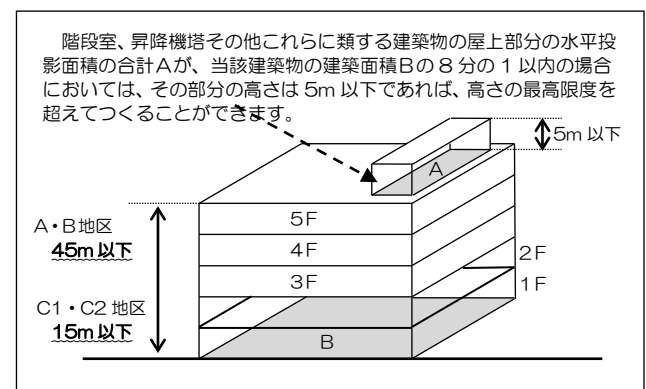
■建築物の敷地面積の最低限度について

C1・C2地区においては、建物の建て詰まりを防止しゆとりある中層住宅地の形成、また、A地区においては、大規模敷地の適正な土地利用の誘導、B地区においては、中・高層住宅等の土地利用を誘導するため、敷地面積の最低限度を定めています。



■建築物の高さの最高限度について

A・B地区では、建築物の高さの最高限度を **45m**、C1・C2地区では、建築物の高さの最高限度を **15m**と定めています。ただし、階段室や昇降機塔等で一定規模以下のものは対象外となります。また、A・B地区では、総合設計制度（建築基準法第59条の2第1項）の許可を受けた場合は適用しません。



■建築物の色彩の制限について

外壁の色について

良好な環境の形成を図るため、建物等の屋根及び外壁の色は、刺激的な原色を避け、周辺環境と調和した色調としています。

景観形成重点地区内にあるため、都市計画課都市景観担当（3579-2549）へ、全ての規模で別途届出が必要となります。

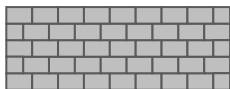
派手な色
原色



■垣又はさくの構造制限

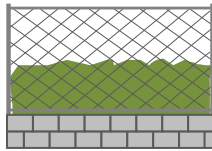
秩序ある街並の形成を図るため、道路の沿道は、生垣や透過性のあるフェンス等にすることとします（高さ60cm以下の部分については対象外）。ただし、隣地境界側については制限していません。

×
ブロック塀



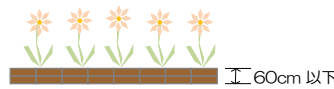
↑↓60cm

○
緑化フェンス



↑↓60cm以下

○
花壇



┌┐60cm以下

○
生垣



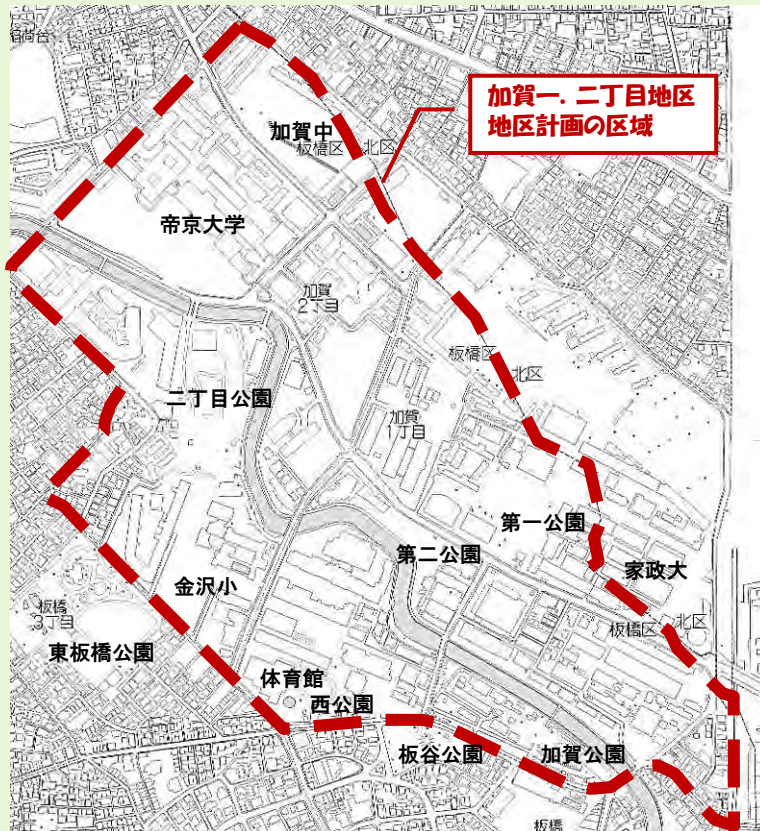
┌┌60cm以下

5 加賀まちづくり協議会との協議

板橋区では、区内で自主的な都市づくりを行うまちづくり協議会を「板橋区都市づくり推進条例（以下、「条例」という。）」に基づく「承認まちづくり協議会」に位置づけしています。

開発事業者の皆様は、承認まちづくり協議会の活動区域内で開発事業を行う場合は、事前に協議を行っていただく必要があります。（条例第22条）

加賀まちづくり協議会 活動区域図



■協議対象行為

- ・板橋区大規模建築物等指導要綱に該当する規模の建築物
- ①階数3階以上で住戸数10戸以上の集合住宅
- ②集合住宅以外の建築物で延べ床面積2,000㎡以上、又は敷地面積1,000㎡以上の土地への建築（階数3階未満で住戸数10戸未満の集合住宅は除く）

詳細は板橋区ホームページにて、紹介しています。



<加賀まちづくり協議会における事業者との協議に係る実施方針（抜粋）>

協議根拠	行政計画	加賀一・二丁目地区地区計画 景観形成重点地区（加賀一・二丁目地区）
	登録	加賀まちづくり計画
協議方法	提出書類	下記の書類を30部提出 ・開発事業の計画名称、概要及び連絡先等を記載した書類（任意様式） ・計画図（配置図、平面図、立面図、断面図） ・工事計画が分かる書類
	提出時期	協議日当日に持参
	協議の方法	・協議申込先が受付した後に協議の日時を指定し、協議会と建築主又は代理者（以下「開発事業者」という。）同席の場で協議する。 ・協議の場で合意が成立した場合は、協議会は合意内容について書類を発行する。 ・合意が成立しない場合には再度協議するが、合計3回の協議によっても合意が成立しない場合で、合意に向けた協議の継続が困難と判断される場合には、開発事業者はその旨を協議結果の報告の際に、区へ報告すること。

地区計画に関するお問い合わせは・・・

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
(区役所北庁舎5階16番窓口)
板橋区都市整備部建築指導課意匠審査係
TEL 03-3579-2573 (直通)

令和4年6月作成